

北海道伊達高等養護学校 部活動運営規程（部活動方針）

北海道伊達高等養護学校

生徒指導部

1章 部活動の趣旨

部活動は、学校教育の一環として、同じ目的や趣味を持つ生徒が学年やホームルームを越えて集まり、自主的・主体的な活動を中心に目標達成のために互いに競い、励まし、協力することで資質・能力の育成を図り、健全な心身の発達を目指す。

- 1 個性の伸長
- 2 生徒も教職員も自主的・主体的・自発的な態度の育成
- 3 責任感や連帯感を育成する活動
- 4 ホームルーム・学年を越え、仲間や指導者と触れ合うことにより、望ましい人間関係の形成
- 5 体力の向上と健康の増進
- 6 運動及び文化等における生涯学習の基礎の育成

第2章 基本的な考え方／入退部に関すること

- 1 希望入部制とし、希望生徒と保護者が規定様式にて顧問に申し出、承認されたものが入部することができる。
- 2 新入生及び転入生については、体験期間を設けた後に部活動承諾書（入部届）を提出し、決定することができる。
- 3 部、同好会の在籍期間は3年間を原則とする。
- 4 月・水・金曜日を活動日とするが、大会等により必要が生じた場合は、校長及び関係部署と協議し、顧問の指導の下で活動を行う。
- 5 活動時間については、月・水曜日 14:30～15:45、金 13:30～14:45 を基本とする。生徒下校時間は寄宿舎生活や通学生の帰省時間に配慮し、16:45 を越えないこととする。
- 6 年度途中における転・退部は、生徒・保護者・ホームルーム担任・顧問と話し合い、定められた様式により申し出、承認されたものが転・退部することができる。

第3章 組織

- 1 部活動運営に当たり、次の組織を置く。
部活動顧問会議：各部、同好会代表顧問をもって構成する。
- 2 部活動顧問会議は、部の活動に関する具体的な問題や規程の改定、活動日や生徒会費の運用などについて提案・審議・決定する。

第4章 部、同好会の設置に関すること

- 1 設置については、以下の要件を満たすものとする。
 - (1) 校長より命課を受けた顧問（教諭）が配置されていること。
 - (2) 練習等、日常的に校内での活動が可能なものであること。
 - (3) 生徒及び顧問が2名以上配置できること。但し、活動の保障ができない場合には、その年度は休止とする。
 - (4) 廃部については、部活動顧問会議で審議し、職員会議で提案する。

- (5) 新たに設置する部活動は、同好会扱いとし、部の存続に必要な部員と顧問が保障されていること、日々の練習や活動、大会等の実績が認められた場合に、次年度より部活動として設ける。

【運動部】

- ①バスケットボール部 ②サッカー部

【文化部】

- ③音楽部

【同好会】

- ④トレーニング同好会 ⑤生物同好会 ⑥芸術同好会

第5章 活動に関すること

- 1 活動は、学校教育の妨げにならないよう配慮する。
- 2 学校行事前は一定期間活動を停止し、生徒の学習に支障のないようにする。ただし、大会などにより活動の必要がある場合は、校長及び関係部署と協議し、顧問の指揮下で活動を行う。
- 3 顧問が不在の場合には、原則活動しない。
- 4 部活動中にけがや病気などが発生した場合は、適切な処置を講じ、速やかに保護者と管理職、ホームルーム担任に連絡する。
- 5 大会出場に関わって、経験拡充や機会確保の観点から次のとおり活動を行うこととする。
 - ・人数が満たない場合は、校長及び関係部署と協議し、当該部活動の所属生徒に有志を加えて大会参加可能とする。
 - ・大会参加に伴う活動日は、生徒・顧問・ホームルーム担任・保護者で共通理解を図る。

第6章 相談・要望の窓口

- 1 校内に「部・同好会活動に係る相談・要望の窓口」を設置する。相談・要望は次の連絡先当てに提出することとする。

(1) 連絡先

URL→<https://forms.gle/FzkS1vbnnUuQJTh66>

QR コード



(2) 担当：生徒指導部

第7章 その他

- 1 部、同好会は学校代表として、校長の認めた対外行事、試合、コンクール等に参加することができる。
- 2 本規程の改正は、部活動顧問会議で検討の上、校長の承認をもって行う。
- 3 本規程は、本校の部活動方針としてホームページ等を活用して公開する。
- 4 本規程は、「北海道の部活動の在り方に関する方針」及び「道立学校に係る部活動の方針」に則り策定されている。

令和6年4月6日制定